

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊岡市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県豊岡市長

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法、豊岡市市税条例に基づき、賦課期日である1月1日現在に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有する方に対して固定資産税を課税する。 主な固定資産税に関する事務は以下のことを指す。</p> <p>【課税台帳の整備事務】 固定資産の状況は、売買や地目の変更、住宅の新築・取壊しなどにより日々変動するため、異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて課税台帳を整備する。</p> <p>【価格の決定事務】 地方税法では、3月31日までに固定資産の価格を決定することと定められているため、固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価額を計算する。</p> <p>【縦覧帳簿の作成・公開事務】 固定資産の価格を決定した後、3月31日までに縦覧帳簿を作成し、納税者へ公開する。</p> <p>【当初賦課事務】 固定資産の決定価格をもとに固定資産税の税額を計算し、納税義務者へ送付する納税通知書を作成・発送する。</p> <p>【賦課更正事務】 当初賦課後に固定資産の内容に修正が生じた場合、賦課の決定内容を変更して納税義務者に通知する。</p> <p>【評価替事務】 原則として3年に1度の基準年度に、固定資産評価基準の改正や基準となる価格の評定により、土地と家屋の価格を見直す。</p> <p>【窓口事務】 住民の各種申請に基づき、異動処理および各種証明書発行を実施する。 <特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、固定資産税業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。 ③償却資産申告書に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。</p> <p>II. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設) ③帳票への印字 各事務にて使用する各種帳票に個人番号を出力する。</p> <p>III. 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムを介して業務に必要な情報を取得する。</p>
③システムの名称	宛名システム、固定資産税システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、eLTAX審査システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名特定個人情報ファイル
- (2)固定資産税特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条 第1項及び別表の24の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民部 税務課	
②所属長の役職名	税務課長	
6. 他の評価実施機関		
なし		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 総務部 総務課 TEL(0796)23-1111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 市民部 税務課 TEL(0796)23-1111	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	1年ごとに事務取扱者に対するサイバーセキュリティ研修を行っている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②	税務課長 宮岡 浩由	税務課長 中奥 政明	事後	
平成29年4月1日	II-1	2015/8/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	II-2	2015/8/1	2017/4/1	事後	
令和1年6月28日	I-5-②	税務課長 中奥 政明	税務課長	事後	
令和1年6月28日	II-1	2017/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月28日	II-2	2017/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月28日	IV-1		基礎項目評価書	事後	様式変更に伴うもの
令和1年6月28日	IV-2		十分である	事後	様式変更に伴うもの
令和1年6月28日	IV-3		十分である	事後	様式変更に伴うもの
令和1年6月28日	IV-3		十分である	事後	様式変更に伴うもの
令和1年6月28日	IV-4		[○]委託しない	事後	様式変更に伴うもの
令和1年6月28日	IV-5		[○]提供・移転しない	事後	様式変更に伴うもの
令和1年6月28日	IV-6		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	様式変更に伴うもの
令和1年6月28日	IV-7		十分である	事後	様式変更に伴うもの
令和1年6月28日	IV-8		[○]自己点検	事後	様式変更に伴うもの
令和1年6月28日	IV-9		十分に行っている	事後	様式変更に伴うもの
	公表日	2019/6/28		事前	再実施
	II-1	2019/4/1	2020/2/29	事前	再実施
	II-2	2019/4/1	2020/2/29	事前	再実施
令和3年9月1日	I-4-②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	法改正に伴うもの
令和3年9月1日	公表日	2020/3/27	2021/9/3	事前	
令和5年4月7日	公表日	2021/9/3	2023/4/7	事後	
令和5年4月7日	I-5-①	市民生活部 税務課	市民部 税務課	事後	組織改編に伴うもの
令和5年4月7日	I-8	豊岡市役所 市民生活部 税務課	豊岡市役所 市民部 税務課	事後	組織改編に伴うもの
令和8年12月13日	公表日	2023/4/7	2025/3/14	事後	
令和8年12月13日	II-1	2020/2/29	2025/2/28	事後	様式変更に伴うもの
令和8年12月13日	II-2	2020/2/29	2025/2/28	事後	様式変更に伴うもの
令和8年12月13日	IV-8		十分である(申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。)	事後	様式変更に伴うもの
令和8年12月13日	IV-11		十分である(1年ごとに事務取扱者に対するサイバーセキュリティ研修を行っている。)	事後	様式変更に伴うもの
令和7年3月27日	I-3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表第11に規定された事務 <番号法別表第11>上覧 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく法令による地方税の賦課徴収 又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 以上の法令上の根拠より、税務事務である固定資産税業務において個人番号を利用する。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条 第1項及び別表の24の項	事後	法改正に伴うもの
令和7年3月27日	I-4	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	法改正に伴うもの